

県士会活動に関する保険に加入しています

当士会では、2018年10月より、全会員を対象に、県士会活動時における事故等を補償する保険に加入しました。保険料は県士会経費から支出しています。

※ 県士会活動中に事故が発生した場合

① 応急処置など必要な初期対応を行う

② 「事故報告書」に必要な事項を記入

「加入申込人」「社協コード」「加入プラン」は記入例参照

③ ②を損保ジャパン日本興亜埼玉中央支店法人支社へFAXする

担当：保険金サービス課 FAX:048-648-6010

※ 事故発生から30日以内に連絡しない場合、保険金が支払われない場合があります。

※ 県士会入会が年度途中の場合は、加入までに1~2ヶ月かかる場合があります。

保険名称：福祉サービス総合補償 詳しくは下記HP参照

https://www.fukushihoken.co.jp/fukushi/front/council/welfare_service.html

窓 口：埼玉県社会福祉協議会

保険会社：損保ジャパン日本興亜

補償内容・補償金額：プラン表参照（Bプラン 感染症対応オプション付き）

対象となる活動：県士会総会議案書「事業計画」に記載されている活動

【重要】

当保険への加入にあたり、埼玉県社会福祉協議会及び保険会社に対して、個人情報管理についての誓約書を交わした上で、会員情報（氏名、自宅住所、電話番号）を提出しています。会員情報の提出を辞退される方は、事務局までご連絡ください。その場合は当保険の対象にはなりませんのであらかじめご了承ください。